

## 第5章 措置命令（法第19条）

都道府県知事は、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときには、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

この命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなる（法第65条第1号）。

### 5.1 運搬に関する基準違反

都道府県知事は、運搬に関する基準（法第17条）に違反して当該汚染土壌を運搬した場合、運搬を行った者に対し、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときには、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

### 5.2 汚染土壌の処理の委託義務違反

都道府県知事は、汚染土壌の処理の委託義務（法第18条）に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて汚染土壌を運搬のみを行った者を除く。）に対し、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときには、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。